

第1章 株主の権利・平等性の確保

【基本原則1】

- 【原則 1-1 株主の権利の確保】
- 【原則 1-2 株主総会における権利行使】
- 【原則 1-3 資本政策の基本的な方針】
- 【原則 1-4 政策保有株式】
- 【原則 1-5 いわゆる買収防衛策】
- 【原則 1-6 株主の利益を害する可能性のある資本政策】
- 【原則 1-7 関連当事者間の取引】

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則2】

- 【原則 2-1 中期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】
- 【原則 2-2 会社の行動準則の策定・実践】
- 【原則 2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】
- 【原則 2-4 女性の活用を含む社内の多様性の確保】
- 【原則 2-5 内部通報】
- 【原則 2-6 企業年金とアセットオーナーとしての機能発揮】

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則3】

- 【原則 3-1 情報開示の充実】
- 【原則 3-2 外部会計監査人】

第4章 取締役会の役割・責務

【基本原則4】

- 【原則 4-1 取締役会の役割・責務（1）】
- 【原則 4-2 取締役会の役割・責務（2）】
- 【原則 4-3 取締役会の役割・責務（3）】
- 【原則 4-4 監査役及び監査役会の役割・責務】
- 【原則 4-5 取締役・監査役等の受託者責任】
- 【原則 4-6 経営の監督と執行】
- 【原則 4-7 独立社外取締役の役割・責務】
- 【原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用】
- 【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
- 【原則 4-10 任意の仕組みの活用】
- 【原則 4-11 取締役会・監査役会の実行性確保のための前提条件】
- 【原則 4-12 取締役会における審議の活性化】
- 【原則 4-13 情報入手と支援体制】
- 【原則 4-14 取締役・監査役のトレーニング】

第5章 株主との対話

【基本原則5】

- 【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
- 【原則 5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

コーポレートガバナンス・コードに対する取り組み

第1章 株主の権利・平等性の確保

【基本原則 1】 [Comply](#)

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう法令、及び規則等に従って適切に対応していくとともに、株主平等の原則に則り、特定の株主の利益に偏らないよう公平性の確保に努めております。

また、取引先、従業員、地域社会、行政機関などのステークホルダー（利害関係者）に対して、当社情報の適時、適切、公正な開示をするよう努めております。

さらに、適時開示義務のないものであっても必要と判断するものについては、積極的に開示を行う方針であります。

【原則 1-1 株主の権利の確保】 [Comply](#)

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するため、積極的な情報開示や円滑な議決権行使ができる環境の整備などに努めております。

【補充原則 1-1①】 [Comply](#)

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

当社は、株主総会における決議事項について、議決権行使結果の反対率が20%を超える場合、取締役会において反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、その対応策を検討し必要に応じて株主との対話を行います。

【補充原則 1-1②】 Comply

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社は、取締役会における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に関わることにより、取締役会の監督機能を強化するとともに、社外取締役の比率を高めることで、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社の体制を選択しております。なお、当社は、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から、定款の定めに基づいて、自己株式の取得に関する決議事項を取締役に委任しております。

【補充原則 1-1③】 Comply

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、株主の権利を保護し、その権利行使を促進するとともに、いずれの株主に対しても実質的な平等性の確保に努めております。

また、株主名簿や取締役会議事録の閲覧請求、株主総会における株主提案、取締役の違法行為の差止め、及び株主代表訴訟の提起など会社法で少数株主にも認められている権利について、株式取扱規程で権利行使の方法を定めるなどして、その権利行使を円滑に行えるように努めております。

【原則 1-2 株主総会における権利行使】 Comply

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

当社では、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識しており、より多くの株主が株主総会に出席できるよう開催日時、及び開催場所の設定に努めております。また、出席できない株主については議決権行使書の郵送による議決権行使方法を採用しており、今後はインターネットによる議決権行使等も含め、より株主が議決権行使をしやすい環境整備を検討してまいります。

【補充原則 1-2①】 Comply

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

当社では、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきと考えており、株主総会付議議案については、取締役会決議の後、速やかに当社ウェブサイト、及び東京証券取引所・適時開示情報閲覧サービスにて開示しております。

【補充原則 1-2②】 Comply

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、招集通知の発送日までに、招集通知に記載する情報を当社、及び東京証券取引所のウェブサイトにより開示しております。今後の株主総会では招集通知発送日の7日前までに開示する予定です。

【補充原則 1-2③】 Comply

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

当社は、株主による株主総会の上程議案の十分な検討期間を確保し、また、より多くの株主が出席できるよう、いわゆる集中日の開催を避ける等、株主総会関連日程を全体として適切に設定しております。

【補充原則 1-2④】 Explain

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

特にプライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用すべきである。

当社は、書面による議決権行使制度を採用しており、現状で議決権行使に大きな支障はないものと判断しているため、電子行使制度は採用しておりません。また、当社の株主における海外投資家の比率は5%未満であることから招集通知の英訳等についても行っておりませんが、今後、株主の構成変化を踏まえて、議決権の電子行使を可能とするための環境整備や海外投資家の比率が20%超となった場合に招集通知の英訳の実施検討を進めてまいります。

【補充原則 1-2⑤】 Comply

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使を行うことをあらかじめ希望する場合には、信託銀行や弁護士等と協議しつつ、法令・定款上許容される範囲において、対応を検討してまいります。

【原則 1-3 資本政策の基本的な方針】 **Comply**

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

当社の資本政策の基本的な方針は次のとおりです。

- ① 株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉えるために必要となる株主資本の水準を保持いたします。
- ② 株主への配当方針については、利益配分を経営の最重要事項の一つと認識しており、持続的な業績向上を通じた増配を目指し、将来の事業展開と財務体質の強化に備えるために必要な内部留保の充実も念頭に置き、財務状況、収益状況、及び配当性向等を総合的に勘案して配当を決定することを基本としております。
- ③ 内部留保については、当社の特化技術の拡充、生産性向上、新技術・新製品の開発など経営基盤の強化及び拡大を図るための投資に活用してまいります。

【原則 1-4 政策保有株式】 **Comply**

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

当社の上場株式の政策保有については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、長期的・安定的な取引関係の維持・強化を図るなど経営戦略の一環として、必要と判断した企業の株式のみ保有し、資本効率やリスク・リターンの観点から、適切な水準となるように努めております。また、当社の取締役会は、毎年、個別の政策保有株式について、保有目的の適切性や取引の合理性、保有に伴う便益等を具体的に精査し、保有の適否を検証しており、個別の政策保有株式の保有の適否の検証の結果、保有継続が適当でないと判断された政策保有株式は売却対象とし、政策保有株式の縮減を行うことを基本方針としております。

当社は、政策保有株式の議決権行使にあたり、すべての議案に対して、株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で議決権を行使しております。

【補充原則 1-4①】 **Comply**

上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。

当社の株式を政策保有株式として保有されている会社から売却の意向が示された場合は、売却等を妨げることはしない方針です。

【補充原則 1-4②】 **Comply**

上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。

当社は、取引先が政策保有株主であるなしに関わらず、取引においては経済合理性を十分に検証しており、会社や株主共同の利益を害するような取引は行っておりません。

【原則 1-5 いわゆる買収防衛策】 **Comply**

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社では、株主の負託に応えるべく、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることが最重要課題と認識しており、現状では買収防衛策の導入の予定はありません。

【補充原則 1-5①】 **Comply**

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社株式が公開買付けに付された場合には、当社の企業価値の向上に資するものであるか等の視点に基づき、取締役会において慎重に検討し、取締役会としての意見を速やかに株主へ表明いたします。その際には、株主の権利を尊重することとし、株主が公開買付けに応じる権利を妨げることはいたしません。

【原則 1-6 株主の利益を害する可能性のある資本政策】 **Comply**

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社が、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う際には、既存株主を不当に害することのないよう取締役会・監査等委員会は、その必要性・合理性を十分に検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行う方針です。

【原則 1-7 関連当事者間の取引】 Comply

上場会社とその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

当社では、役員、及びその近親者が実質的に支配する法人との競業取引、及び利益相反取引は、取締役会での決議事項となっております。また、当社、及び子会社の役員と関連当事者との取引の有無については、取締役就退任や辞任時のほか、定期的に確認のアンケートを実施しており、取締役、監査等委員などの当社関係者や主要株主がその立場を濫用して、当社や株主の利益に反する取引を行うことを防止する体制を整えております。なお、関連当事者との取引条件及び取引条件の決定方法等については、株主総会招集通知、有価証券報告書等で開示しております。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則2】 Comply

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、経営理念に基づいた企業活動を行うことで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。それには株主をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの健全で良好な関係を構築し、維持することが不可欠であると認識しております。

当社は、当社グループとしての行動理念を定めた「企業行動憲章」、「コンプライアンス規程」、「H SKフィロソフィ」などに基づき健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成によって、ステークホルダーとの適切な協働に努めております。

【原則 2-1 中期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】 Comply

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社の経営理念は、「お客様の発展に貢献できてこそ、当社の発展がある」であり、常に技術力を高め、ものづくりを通じて世の中の進歩発展に貢献していき、当社の企業価値を向上させるとともに、コンプライアンスを重視して社会的責任を果たしていくことを方針としております。

【原則 2-2 会社の行動準則の策定・実践】 Comply

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社の企業理念として、社是・社風・行動七訓を、また、企業理念を実現するための行動規範として、「企業行動憲章」、「コンプライアンス規程」、「H SKフィロソフィ」を定めており、社員各人にこうした経営哲学（考え方・姿勢・行動）を具体的に解説したフィロソフィ手帳を配付する等して、常に意識付けするように努めております。

（ご参考）社是、社風、行動七訓

社 是	善
社 風	一、誠心誠意
	二、自立自助
	三、創造的革進
行 動 七 訓	一、公第一私第二
	二、眼で見て体で確かめる
	三、変化をきらわない
	四、できないといわない
	五、失敗を恐れない
	六、他人に頼らない
	七、熱意をもって事に当る

【補充原則 2-2①】 **Comply**

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

当社は、定期的にグループ社員を対象とする教育やアンケート調査などを実施することにより、経営理念の実践状況について実質的にレビューするよう努めております。

【原則 2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】 **Comply**

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

当社は、経営理念のもと、日々の事業活動を通して、社会や環境との調和を図り、持続可能な発展に貢献することを基本とし、安心安全な商品・サービスの提供、環境保全、コンプライアンスの推進、人権の尊重、地域社会への貢献等サステナビリティを巡る課題に積極的に取り組んでおります。

【補充原則 2-3①】 **Comply**

取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

当社は、サステナビリティへの対応を重要なリスク管理の一部として、また企業の重要な社会的責任として位置づけ、活動状況・課題については取締役会等で報告され、今後も全社が一丸となって積極的に取り組む体制を整えております。2022年3月開催の取締役会で「サステナビリティ委員会」の設立を決議し、2022年7月に第1回委員会を開催する予定であり、より一層サステナビリティを巡る課題に対して取り組むこととしております。

【原則 2-4 女性の活用を含む社内多様性の確保】 **Explain**

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活用を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社は、様々な視点や価値観の存在は、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなることを十分に認識しております。性別・経歴・国籍・文化的背景等を区別せず、多国籍な人財、様々なバックグラウンドを持つ人財を積極的に登用することで社内多様性の確保を図っております。また、女性社員の積極的活用を推進すると共に、子育てと仕事の両立など多様なライフスタイルに応じ、社員の誰もが継続的に活躍できる環境を提供しております。しかし、当社は現在、女性の管理職登用が遅れておりますので、今後は計画的に女性管理職登用の推進に努めてまいります。

【補充原則 2-4①】 Explain

上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人財の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである。

また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と合わせて開示すべきである。

当社は、新たな成長を実現するためには、取締役会や経営陣を支える管理職層においてジェンダー・国際性・職歴・年齢などの多様性が確保され、それらの中核人財が経験を積みながら、取締役や経営陣に登用される仕組みを構築することが極めて重要であると認識しており、こうした多様性の確保に向けて取締役会が主導的にその取り組みを促進し監督を行ってまいります。

上記の多様性を確保するために、以下を実施しております。

① 中核人財の登用などにおける多様性の確保についての考え方と測定可能な目標

・ダイバーシティ & インクルージョンを推進しており、性別・年齢・国籍・職歴に囚われない人材の採用方針、有期雇用から正社員への登用を行っております。

特に、女性役員・女性管理職の登用は急務と考えており、「一般事業主行動計画」のポジティブアクションとして、まずは新規採用者における女性の割合を目標 30%以上にする事としており、さらに 2025 年までに女性役員を 1 名、管理職を 2～3 名登用することを目標としております。

他にも、若手社員の管理職への積極的な登用及び、教育プログラムの充実を図っており、様々な業務経験の提供と、心の成長促進を教育プログラムの中に取り入れております。

② 多様性確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針

・多様性確保に向けて、「従業員の満足度の向上」、「個人のキャリア開発の推進」「プロジェクト活動による成功体験の提供」などを推進しております。

具体的には、従業員アンケートの実施、キャリア開発面談の実施、事業部を横断したプロジェクト活動の推進など、会社と従業員がコミュニケーションできる仕組みを導入しております。

また、現在の人事制度をより「働き方の多様性とマッチング」できるように、人事制度についても大幅改定を進めており、2023 年までに完了する予定です。

【原則 2-5 内部通報】 Comply

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社は内部通報に係る社内規程を策定し、従業員等が不利益を被ることなく違法、又は不適正な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、公益通報者保護法が遵守される体制を構築しております。また、適宜取締役会において内部通報制度の運用状況の報告を行っております。

【補充原則 2-5①】 **Comply**

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

当社は、社内の内部通報窓口に加え、外部の弁護士事務所に社内から独立した内部通報窓口を設置しております。また内部通報に関する社内規程により、通報者が保護される体制を整備しております。

【原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】 **Comply**

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワートシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取り組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

当社は、従業員の福利厚生の一環として、確定拠出年金制度を導入しており、アセットオーナーとして企業年金の積立等々の運用に関与してはおりませんが、従業員に対して WEB などによる資産運用に関する教育研修を実施しております。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則 3】 Comply

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、金融商品取引法、及び証券取引所の定める「適時開示規則」に従って、適時、適正な情報開示を実施するとともに、適時開示規則に該当しない情報につきましても、当社に対する理解を深めて頂くために有用なものに関しては、積極的かつ公平に開示しております。決算説明会や会社説明会等は当社ウェブサイトにて情報発信を行うとともに、問い合わせに対しては誠実に対応しております。

【原則 3-1 情報開示の充実】 Comply

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コード(原案)の各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示・公表し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、企業理念や経営戦略、経営計画について、当社ウェブサイトや決算説明資料において開示しております。

(i) 経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社ウェブサイト、決算説明資料等にて開示しています。尚、統合報告書については2022年8月に開示する予定であります。

(ii) 当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの信頼関係を重視し、持続的な成長と企業価値を向上させていくためには、経営の効率性を高め、意思決定の迅速化、機動性の向上を図ることが必要であると考えております。また同時に、経営の有効性・透明性を高めるためには、①経営監督機能の強化、②コンプライアンス(法令遵守)の充実・強化、③企業倫理の確立、④リスクマネジメント、⑤アカンタビリティ(説明責任の履行)が重要であると認識しております。

(iii) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きは、以下のとおりとなります。

「当社取締役の報酬等は金銭報酬及び株式報酬より構成し、金銭報酬は月例の基本報酬及び年次の業績連動報酬からなるものとし、株式報酬は年次の譲渡制限付株式報酬とします。ただし、社外取締役及び監査等委員である取締役は月例の基本報酬のみとし、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬は支給しないものとし、

監査等委員でない取締役の金銭報酬は、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度内で、当社役員報酬内規の定めに基づき、経済動向、業界動向及び業績等を勘案して、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会(社外取締役全員と代表取締役で構成)が審議の上取締役会へ答申を行い、その答申に基づき取締役会で決定します。月例の基本報酬については、役員報酬内規に定める基本報酬額に基づき、当社と同等規模の上場会社の役員報酬の金額を参考に、役位及び従業員給与水準等を考慮して決定します。年次の業績連動報酬については、月例の固定報酬の年額の10%を基本額として、単年度業績に基づいて役員報酬内規に定める換算係数を乗じたものを原則として4月末日に支給します。

監査等委員でない取締役の株式報酬は、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度内で、当社役員報酬内規の定めに基づき、毎年一定の時期に、譲渡制限付株式の付与のための金銭債権を支給するものとし、対象取締役は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、なお、譲渡制限付株式の付与時の株価については、付与割当決議日の前日の東京証券取引所の終値とし、株式の譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が取締役の地位を喪失する日までとします。

監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)の報酬等の種類ごとの割合は、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬等＝10：1：1をおおよその目安とします。

監査等委員である取締役の報酬は月例の固定報酬とし、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度内で、職務分担等を勘案し監査等委員である取締役の協議によって決定します。」

(iv) 取締役会が取締役候補の指名を行うに当たっての方針は、監査等委員でない取締役候補については、各事業部・業務に精通し、その知識・経験・能力を十分に有するかを考慮し、総合的に勘案することとしております。また、監査等委員である取締役候補については、取締役の職務執行を監督するに当たって豊富な経験、財務、会計・法務に関する知見、当社事業や企業経営に関する知識を考慮し、総合的に勘案することとしております。これらの人事案については、指名報酬委員会(社外取締役全員と代表取締役で構成)における審議結果を踏まえて(監査等委員の場合は監査等委員会の同意も得た上で)、取締役会において決定することとしております。

(v) 取締役候補者(監査等委員である取締役含む)の選解任理由につきましては、株主総会招集通知に略歴と合わせ記載しております。

【補充原則 3-1①】 Comply

上記の情報の開示(法令に基づく開示を含む)に当たって、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社では、情報開示を重要な経営責任の一つであると認識しております。

そのため、株主をはじめステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、情報開示にあたっては平易かつ具体的な記載を行うよう努めています。

【補充原則 3-1②】 Explain

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

特にプライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供をすべきである。

当社は、英文での情報開示については、現状は海外投資家の持分が低いことを鑑み、業務効率、及び費用の面から実施しておりません。但し、海外投資家比率が 20%を超えた場合に本格的な検討をすることとしております。

【補充原則 3-1③】 Comply

上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。

特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みである TCFD またはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

1. 価値創造プロセス等

当社は、環境・社会・ガバナンスに関わる重要課題（マテリアリティ）を認識し、その対応を事業戦略に取り組みることにより、当社の持続可能な成長の実現と国連の掲げる持続可能な開発目標（SDGs）への貢献に努めてまいります。

2. 人的資本への投資等

当社は、「社員のために安全で衛生的な職場環境を確保」し、【補充原則 2-4①、中核人材の登用等における多様性の確保】のとおり「研修と教育」に努め、「社員が豊かな人生を築いていくことを支援する」ことを方針としております。

3. 知的財産への投資等

当社は、知的財産を持続的な競争優位を創出する取組みに不可欠なものと捉えており、「職務発明等取扱要領」に基づき、社員による職務発明等の創作の促進と研究意欲の向上を図る仕組みを整備しております。また、当社は、知的財産を発明・考案等に限らず、新規性のあるノウハウの創出やパートナーとのアライアンスによる技術開発等を含めて考えており、定量目標の一つである売上高の 5%以内の枠組みの中で柔軟に知的財産への投資等を実行しております。

【原則 3-2 外部会計監査人】 Comply

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社は、外部会計監査人と当社の監査等委員会、内部監査室、経理部の関係部署が相互に連携して情報交換、及び監査スケジュール等の調整を行い、外部監査人が適正な監査を実施できるよう体制の充実を図っております。

【補充原則 3-2①】 Comply

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

(i) 当社監査等委員会は、外部会計監査人を評価するための判断基準を作成して、定期的に外部会計監査人と情報交換のうえ外部会計監査人の業務遂行状況を確認しております。

(ii) 当社は監査法人保森会計事務所を会計監査人として選任しております。当社監査等委員会は監査法人保森会計事務所の当社監査におけるこれまでの実績や独立した監査法人としての社会的評価、定期的に実施している情報交換や監査報告等を通じて、十分な独立性と専門性を有していることを確認しております。

【補充原則 3-2②】 Comply

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

(i) 外部会計監査人と監査等委員会、及び経理管掌取締役は、監査スケジュールを協議のうえ策定し、十分な監査時間を確保しております。

(ii) 外部会計監査人の監査計画書に基づき、外部会計監査人と代表取締役社長、及び経理管掌取締役は、半期ごとに経営者ミーティングを実施しております。また、これとは別に必要に応じて適宜、経営者ミーティングを実施しております。

(iii) 外部会計監査人、監査等委員会、及び内部監査室は定期的なミーティングを通じ連携を確保しております。また、社外取締役2名は監査等委員であります。

(iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や不備・問題点を指摘した場合、不正等の内容により、代表取締役社長、または監査等委員に報告するとともに、代表取締役社長、または監査等委員が中心となり調査を行い、その結果、及び是正措置を取締役会、及び監査等委員会に報告することとなっております。

第4章 取締役会の役割・責務

【基本原則 4】 Comply

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社は、取締役会、及び経営会議において経営戦略、中期経営計画等の方向性に関する審議、並びに意思決定を行っております。また、取締役会規則、権限規程、業務分掌要領などにより取締役会、及び各役員の責務を明確にし、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行っております。

取締役会、及び経営会議では、監査等委員である社外取締役は客観的・専門的な視点での意見具申を行い、健全かつ透明性の高い経営を維持する体制をとっております。

【原則 4-1 取締役会の役割・責務（1）】 Comply

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

当社取締役会は、持続的な企業価値の向上に対する受託者責任を認識し、経営戦略や中期計画等の基本方針の決定に当たっては、自由・闊達な意見交換を通じて、建設的な議論を行っております。

【補充原則 4-1①】 Comply

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社は、「取締役会規則」及び「権限規程」を定め、法令等に準拠して取締役会で審議すべき事項を定めております。また、経営環境に迅速に対応できる組織体制の構築と企業体質の強化、並びに業務執行の迅速化を図るために、執行役員、及び部長は、取締役会が決定した経営方針及び「権限規程」等に従い取締役会の指揮、監督の基で適正な業務執行を行っております。

【補充原則 4-1②】 Comply

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

当社は、3か年の中期経営計画を策定し、全社一丸となって計画の達成に努めております。中期経営計画の進捗状況については、業績会議や取締役会において分析、確認を行い、その内容については対外発表やIR活動において説明するとともに、当社ウェブサイトに掲載しております。

また、計画が未達の場合は、その内容や要因を十分に分析し、合理的な説明に努めるとともに、早急な戦略・施策の見直しを行い、必要に応じて、次期以降の計画に反映いたします。

【補充原則 4-1③】 Explain

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者（CEO）等の後継者計画（プランニング）の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

当社は、現時点では最高経営責任者等の後継者育成に関する具体的な計画を有しておりませんが、将来を担う後継者の育成は、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現するための重要課題であると認識しています。このような認識のもとに経営者もしくは経営に関わる重要ポストに将来就任する人材を選出し、育成するためのサクセッション・プランの検討を進めております。

【原則 4-2 取締役会の役割・責務 (2)】 Comply

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

経営陣幹部のうち、取締役においては、会社の重要な経営判断と、企業価値向上に向けた成長戦略の実行、及び執行役員の業務執行の監督を行うために必要な役割と権限を取締役会より委任されており、監査等委員含む取締役会にてその監督を行っております。

経営陣幹部のうち、執行役員においては、取締役会で定めた中長期経営方針に基づき、各部門において、会社の方針及び目標を達成するための具体的な計画を策定し、その計画の執行責任を負うとともに、その職務遂行に必要な権限は権限規程で定めた範囲内で経営幹部の判断に委ねております。また、投資や新規事業につきましても、決裁手続きや承認に至る確認項目等を提示し、彼らの新たな取り組みをスムーズにするように努めております。

経営陣幹部の報酬につきましては、中長期視点での業務課題へのコミットメントとその達成度を評価する定額部分、及び各年度の企業業績により決定される業績連動部分を並立させて、短期、中長期視点のバランスを取ることであります。

【補充原則 4-2①】 Comply

取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

当社は、監査等委員でない取締役の報酬については、金銭報酬及び株式報酬より構成し、金銭報酬は月例の基本報酬及び年次の業績連動報酬からなるものとし、株式報酬は年次の譲渡制限付株式報酬とします。この内、基本報酬は固定報酬とし、業績連動報酬（単年度）・譲渡制限付株式報酬（中長期）は変動報酬として、変動報酬は全報酬の2割程度を想定しております。

いずれの報酬も、指名報酬委員会（社外取締役全員と代表取締役で構成）が審議の上、取締役会へ答申を行い、その答申に基づき取締役会で決定します。

また、執行役員の報酬についても、取締役の報酬に準じて、固定報酬である基本報酬、及び変動報酬である業績連動報酬（単年度）で構成とするものとして規程で定めており、変動報酬は全報酬の1割程度を想定しております。

【補充原則 4-2②】 Comply

取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティをめぐる取り組みについて基本的な方針を策定すべきである。また、人的資本・知的財産への投資等の重要性を鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実行的に監督を行うべきである。

当社取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、以下のサステナビリティ方針を制定しました。

「私たちは、『持続可能な社会の実現に貢献するコト作り企業として、創造的な発想と技術で人と社会の為に必要なカタチを提供する』という基本的な考えのもと、企業理念の実践を通じて、持続的な社会の実現と企業価値の向上を目指します。

◇サステナビリティの長期ビジョンを掲げ、事業を通じて社会的課題の解決に寄与します。

◇健全経営によるステークホルダーとの良好な関係の構築・維持に努めます。

◇技術・技能の伝承及び次世代に向けた人材育成の推進に努めます。

◇新しい生活様式における健康な職場づくりの推進に努めます。

◇コンプライアンスを重視し、人権を尊重し、高い倫理観に基づく透明性の高い企業活動に努めます」

この方針のもとに、ESG・SDGsをはじめとしたサステナビリティに関する内外の情勢を踏まえて、長期的な競争力強化とリスク対応に関する経営の重要事項について審議・調整する「サステナビリティ委員会」の設立を2022年3月開催の取締役会で決議し、2022年7月に第1回委員会を開催する予定であり、持続的な社会の実現に向けた取り組みを継続的に推進することを目指してまいります。また、企業の持続的な成長に資するよう、人的資本・知的財産をはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行についても取締役会で監督を行ってまいります。そうした取り組みについては、開示報告、統合報告書、ウェブサイト、社内報等によって、ステークホルダーへ発信してまいります。

【原則 4-3 取締役会の役割・責務 (3)】 **Comply**

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

当社は、取締役の監督機能を強化し、取締役及び監査等委員がそれぞれ専門的、及び客観的な視点で執行役員等の業務執行に対しての監督を行っております。

また、取締役会は、情報開示責任者を定め、適時正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備し、その運用状況等については適時確認を行っております。

更に、取締役会は、会社との間に生じ得る利益相反取引の状況等について、毎期末に全ての取締役に対して、関連当事者間取引の有無について確認するアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。本アンケート調査は、毎期末以外に新任取締役の就任時、または、取締役の退任時にも実施しております。

【補充原則 4-3①】 **Comply**

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

当社は、経営陣幹部の選任・解任については、会社の業績等の評価を踏まえ、指名報酬委員会（社外取締役全員と代表取締役で構成）における審議結果を踏まえて、取締役会において決定することとしております。

【補充原則 4-3②】 **Explain**

取締役会は、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任すべきである。

当社の持続的成長と中期的な企業価値の向上を図るうえで最も重要な意思決定であることを踏まえ、現在、当社は最高経営責任者の選任基準の検討を進めており、手続き方法については、利害関係人を除く指名報酬委員会の審議結果に基づき、取締役会において決定する方針としております。

【補充原則 4-3③】 **Comply**

取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。

当社は最高経営責任者の解任基準を定めており、「業績基準」及び「その他要件」を定義し、手続き方法については、利害関係人を除く指名報酬委員会の審議結果に基づき、取締役会において決定する方針としております。

【補充原則 4-3④】 **Comply**

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会や内部統制委員会等を設置し、代表取締役や管掌取締役を委員長として、取締役・事業部長・事業所長などがメンバーとなって、コンプライアンスや内部統制など適切に対応しており、取締役会にも必要に応じて報告しております。

【原則 4-4 監査役及び監査役会の役割・責務】 **Comply**

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

当社の監査等委員である取締役3名のうち、2名が独立社外取締役であり、1名が常勤監査等委員であります。2名の監査等委員は公認会計士、弁護士で、その専門的な知識と、豊富な経験に基づき、取締役会をはじめ、経営会議などにおいて適切な意見、提言をしております。

【補充原則 4-4①】 **Comply**

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社の監査等委員会は、2名の独立社外取締役と1名の常勤監査等委員からなり、取締役会の他、経営会議などの業務執行に関する重要な会議に出席し積極的に意見、提言をしております。また、各取締役との面談や、内部監査室との月例会議等によって情報収集力の強化を図っております。

【原則 4-5 取締役・監査役等の受託者責任】 **Comply**

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社及び株主共同の利益のために行動すべきである。

当社の取締役及び執行役員は、株主に対する受託者責任を認識し、会社及び株主共同の利益のために行動することを心がけております。株主をはじめとするステークホルダーに対して、当社の経営状況など、ポジティブ情報、ネガティブ情報に関わらずステークホルダーが必要とする情報の発信や対話に努めております。

【原則 4-6 経営の監督と執行】 **Comply**

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社は、取締役と執行役員の役割分担を明確にするため、執行役員に業務執行機能を移管し、取締役は経営の意思決定、及び監督機能を担うものとして、業務執行機能を有していた担当取締役から、監督機能に重点を置いた管掌取締役としております。また、当社取締役会は、監査等委員である独立社外取締役 2 名を含む取締役により構成されており、監査等委員はそれぞれが独立した立場で取締役会において積極的に意見を述べております。

【原則 4-7 独立社外取締役の役割・責務】 **Comply**

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

当社の独立社外取締役 2 名は、その専門的な知識と豊富な経験に基づき、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する助言、会社と経営陣等との間の利益相反を監督しております。

【原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用】 **Comply**

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも 3 分の 1（その他の市場においては 2 名）以上選任すべきである。

また、上記に関わらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社（その他の市場の上場会社においては少なくとも 3 分の 1 以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社）は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

当社では、現在、独立社外取締役を 2 名選任しております。社外取締役は客観的・中立的な立場から、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた意見具申を行っており、社外取締役として求められる責務を十分果たしております。

なお、独立社外取締役の選任に当たっては、会社法の定める社外取締役の要件だけでなく、取締役会が定めた「社外取締役の独立性に関する基準」を満たす者を選任しております。また、当社グループの規模や事業特性などから総合的に勘案して、3 分の 1 以上の独立社外取締役の選任は必要とは判断しておりません。

【補充原則 4-8①】 Comply

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的で開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

当社の独立社外取締役 2 名は監査等委員であり、常勤監査等委員と毎月、監査等委員会を開催しております。また、監査室との情報共有や、必要に応じて事業所往査等を通じ情報交換や認識の共有が図られております。

【補充原則 4-8②】 Comply

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

当社の独立社外取締役 2 名は監査等委員であり、常勤監査等委員とともに、社長、常務取締役との定期的な会合や、監査室、外部会計監査人とのミーティングを通じて連携を図っております。

【補充原則 4-8③】 Comply

支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも3分の1以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである。

利益が相反する重要な取引・行為が生じた場合には、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成する特別委員会を発足させる方針です。

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】 Comply

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社の独立社外取締役については、会社法 2 条 15 号に定める社外取締役の要件だけでなく、当社取締役会が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たすほか、企業経営、経理財務、法務などの専門領域において豊富な経験や知識を有し、取締役会において積極的に提言や意見表明することができる人物を候補者に選定しております。

また、当社の社外取締役の独立性に関する基準は以下のとおりであります。

項 目	内 容
① 役員報酬以外の多額の金銭支払い	社外取締役がコンサルタント、会計・法律の専門家等で、当社から役員報酬以外の多額（※1）の金銭を得ている場合等
② 当社グループの主要（※2）な取引先	社外取締役が当社グループの主要な取引先の役員またはその出身者である場合等
③ 当社グループを主要な（※3）取引先とする者	社外取締役が当社グループを主要な取引先とする者または法人の役員、その出身者である場合等

④ 会社関係者の近親者	一定の会社関係者（経営者など）の2親等以内の親族である社外取締役等
⑤ 大株主	多数（総議決権の10%以上等）の当社株式を保有している者または法人（団体）に所属している者等
⑥ 寄付の関係	当社が社外役員または社外役員の所属している法人（団体）に寄付している場合等
⑦ 当社グループの借入先	当社が借入をしている金融機関等に所属している者等

※1. 多額の基準

- ・個人の場合：年間1,000万円以上
- ・団体の場合：総収入の2%以上

※2. 当社グループの連結売上高の2%以上の支払いを当社グループに行ったもの

※3. 相手方の連結売上高の2%以上の支払いを当社グループに行ったもの

【原則 4-10 任意の仕組みの活用】 **Comply**

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社は取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定の更なる迅速化を実現するために監査等委員会設置会社としています。また、任意の諮問機関として独立社外取締役を委員長とする指名報酬委員会を設置しております。

【補充原則 4-10①】 **Comply**

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員以外の取締役選任議案及び報酬議案の内容について取締役会に付議する前に独立社外取締役を委員長とする指名報酬委員会にその内容の審議を諮る体制としております。

【原則 4-11 取締役会・監査役会の実行性確保のための前提条件】 **Comply**

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備えジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社の取締役会は、6名の取締役と3名の監査等委員である取締役（常勤監査等委員1名、独立社外取締役である監査等委員2名）の計9名で、その役割・責務を実行的に果たすための知識、経験、能力をバランス良く備えた人材で構成されています。ジェンダーや国際性の面を含む多様性という部分については充分とは言えませんが、規模については適正と判断しております。なお、独立社外取締役の1名は公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する十分な知見を有しております。

また、当社の取締役会は年に1度、取締役会の実効性の分析・評価を取締役（監査等委員含む）全員にアンケートを行う方法で実施しております。

【補充原則 4-11①】 **Comply**

取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。

当社の取締役会は、6名の取締役と3名の監査等委員である取締役（常勤監査等委員1名、独立社外取締役である監査等委員2名）の計9名で構成し、会社の重要な経営判断と取締役及び執行役員の業務執行の監督の役割を果たすため、各取締役のスキル・マトリックスなどを活用して取締役の選任にその知見・経験・能力のバランスを考慮しておりますが、ジェンダーや国際性の面を含む多様性という部分については十分ではないため、今後改善を図っていく所存です。

社内取締役は、当社事業に精通し、企業価値向上に向けた成長戦略を実行し、業務執行の監督に適切な者を選任しております。

社外取締役は、会社法2条15号に定める社外取締役の要件だけでなく、当社取締役会が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たす者を選任しております。

【補充原則 4-11②】 **Comply**

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

現状、他の上場会社の役員を兼任している取締役は、独立社外取締役である監査等委員の1名であり、その社数は2社であります。なお、その兼任状況は2022年2月期の有価証券報告書から開示しております。

【補充原則 4-11③】 **Comply**

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社の取締役会は、年に1度、各取締役の自己評価も参考にしつつ、取締役会全体の実効性の分析・評価を取締役（監査等委員含む）全員にアンケートを行う方法で実施しており、隔年でアンケートの回答について外部コンサルタントによる第三者評価に基づく分析、評価結果を取締役会で報告し、今後の取り組みについて議論しております。その結果については必要に応じて概要を開示いた

します。

【原則 4-12 取締役会における審議の活性化】 **Comply**

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

当社は、取締役会における決議事項及び報告事項において、社外取締役をはじめ出席取締役から質疑を受け、意見交換を実施しております。また、社外取締役からの問題提起も適宜なされており、取締役会出席者全員が上程された議案について活発な意見交換がなされております。

【補充原則 4-12①】 **Comply**

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

当社取締役会は、毎月1回の定例取締役会を開催しており、1年毎に翌年の開催スケジュールを設定し、全取締役が出席しやすい環境を整えております。また、必要に応じ臨時取締役会を開催することで、審議項目数や開催頻度を適切に設定するとともに、審議時間を十分に確保するよう努めております。

取締役会資料は、出席者に対し、可能な限り早めに事前配付することを心がけております。また、資料の内容については、定型のもの以外に適宜、必要な資料を準備しており、いずれも要点を把握しやすいように整理・分析された形で提供されるように努め、審議の活性化を図っております。

【原則 4-13 情報入手と支援体制】 **Comply**

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

取締役は、その職務の遂行に必要となる情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しております。

取締役の支援体制については、取締役会事務局を含む本社部門が中心となり、その支援を行っております。

【補充原則 4-13①】 **Comply**

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

取締役会が透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行えるよう、取締役は、必要と考える情報や資料がある場合、積極的に求め、また求められた部署は速やかに情報を提供しております。また監査等委員は必要に応じて、適宜調査権限を行使し、必要な情報を得ております。

【補充原則 4-13②】 **Comply**

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

当社は取締役が、その業務執行の為に必要であると認められる場合は、会社の費用において弁護士、コンサルタント等外部の専門家の助言を得ております。

【補充原則 4-13③】 **Comply**

上場会社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

監査室における監査報告、及び改善報告は、都度、社長、管掌取締役、常勤監査等委員に報告がされており、定期的に取締役会に報告されます。また、監査等委員会と監査室は毎月、情報交換会を開催しており、半期に一度、外部会計監査人との三者ミーティングを行っております。当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を置いていませんが、内部監査部門との定期的な情報交換会を通じて必要な情報を的確に提供しております。

【原則 4-14 取締役・監査役のトレーニング】 **Comply**

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

当社取締役（監査等委員である取締役含む）は当社が主催する役員研修や当社が加盟する団体等の主催する外部セミナー等に積極的に参加することで、必要な知識、あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や研鑽に努めております。

なお、セミナー出席の費用や外部講師を招いた費用等については、当社の規程に基づいて当社が負担することとしております。

【補充原則 4-14①】 **Comply**

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

当社では、取締役就任時には、会社の事業・財務・組織などに関する必要な知識を習得し、取締役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を理解するために研修の参加などの機会を設けており

ます。就任後においても、当社グループの生産拠点への視察に加えて、必要に応じて、弁護士や各分野の専門家等の外部講師を招いた研修会を開催するなど、必要知識、あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や研鑽に努めております。

【補充原則 4-14②】 **Comply**

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

当社では、取締役、及び執行役員に対しては、必要な知識の習得や適切な情報の収集等を目的として、外部セミナー、及び外部団体への加入を推奨するとともに、その費用については、取締役、及び執行役員の請求等により社内規程に基づき、当社で負担しております。

第5章 株主との対話

【基本原則5】 Comply

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するために、株主・投資家などと建設的な対話を行い、こうした対話を通じてのご意見、ご要望などについては、誠実に対応し、重要なものについては、取締役会などで共有するなどとしております。

IR担当取締役を中心としたIR体制を整備し、財務・業績状況等に関する情報を法令、及び規則、並びに当社のIRポリシーに従って開示するとともに、投資家等からの取材にも積極的に対応しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】 Comply

上場会社は、株主からの対話（面談）の申し込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、公表すべきである。

当社のIR方針は、ポジティブ情報、ネガティブ情報に関わらず、適時、適正な情報開示を実施するとともに、適時開示規則に該当しない情報についても有用なものに関しては、積極的かつ公平に開示することを基本方針としております。株主及び機関投資家等からの対話の申し込みに対しては、適法且つ合理的な範囲内で前向きに対応し、対話を通して株主等からの要望等の情報は取締役会で共有を図っています。

（当社のIR活動）

- ・機関投資家向け決算説明会：年2回
- ・個人投資家向け説明会：原則年2回
- ・機関投資家ミーティング：随時
- ・取材対応；随時
- ・当社ウェブサイトによる発信

【補充原則5-1①】 Comply

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含むまたは監査役が面談に臨むことを基本とすべきである。

株主との対話（面談）の対応は経理部内のIR担当部署が主に行っておりますが、機関投資家とのスモールミーティングなどは社長が参加することがある他、個別面談においては、IR担当取締役が対応しております。

【補充原則 5-1②】 Comply

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- (i) 株主との対話全般について、下記 (ii) ~ (v) に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- (ii) 対話を補助する社内の I R 担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- (iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会や I R 活動）の充実に関する取組み
- (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

(i) 株主との建設的な対話を行えるように社長、及び I R 担当取締役が経理部内の I R 担当部署と日常的に連携を図っております。

(ii) I R 担当取締役は、併せて経理部、人事総務部を管掌しており、日頃より経営企画戦略室を交えて、情報交換等の連携を図っております。

(iii) 経理部内の I R 担当部署が投資家からの電話取材やスモールミーティング等の I R 取材を積極的に受け付けるとともに、アナリスト・機関投資家向けに半期毎の決算説明会を開催し、社長又は I R 担当取締役が説明を行っております。

(iv) I R の結果については、適宜 I R 担当取締役を通して取締役会へ報告しております。

(v) I R ポリシーに基づき、決算情報の漏洩防止、並びに公平性を確保するため、各四半期及び通期の決算発表前の約 3 週間を沈黙期間とし、業績に関する問い合わせ等への対応を控えております。但し、沈黙期間中に業績数値が会社予想から大きく乖離する可能性がでてきた場合は、適宜情報を開示いたします。また、業績に関連しないものや、開示済みの情報に限った問い合わせについては、沈黙期間であっても対応いたします。

【補充原則 5-1③】 Comply

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

当社は、半期に 1 度、株主名簿上の株主構成を把握しております。また、必要に応じて実質株主の把握にも努めており、I R 活動に活用しております。

【原則 5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】 Comply

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

中期経営計画を策定し、売上高、営業利益等の目標値を、当社ウェブサイト等で開示するとともに、決算説明会等を通じ、目標達成に向けた具体的な施策を説明しております。

また、中期経営計画は、業績、将来の社会情勢、及び経済情勢を踏まえ、毎年見直しを行っており、変更が生じた際は、変更の背景や内容について、決算説明会や株主総会等で説明を行っております。今後は資本コストを的確に把握した上で、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関する情報の開示についても実施検討を進めてまいります。

【補充原則 5-2①】 Comply

上場会社は、経営戦略等の制定・公表に当たっては、取締役会において決定された事業ポートフォリオに課する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すべきである。

当社は、経営戦略や事業戦略等に関する判断・制定・公表を行う際に、取締役会において決定された以下の事業ポートフォリオ方針により、各事業の収益性や成長性・安全性を可視化し、限りある経営資源の最適配分及び投資効率の向上を図り、企業価値の最大化を目指します。

◇事業ポートフォリオ方針

- ①企業理念に基づき、経営資源の最適配分及び投資効率向上を図り、企業運営を行う。
- ②ビジネスモデルを明確にし、経営戦略を策定する。
- ③事業ポートフォリオを定期的に見直す仕組みをもって、適切に運用する。

◇事業ポートフォリオの継続的な見直しと最適化を図るための体制及び運用ルール

①事業ポートフォリオマネジメントを実施するための体制

・事業ポートフォリオマネジメントを適切に推進するため、本社の経営企画部門が中心となって各事業の分析・評価を行い、その結果を基に各事業部門の責任者が本社と連携してその事業の将来の在り方を主体的に検討するものとし、その検討結果を参考にして取締役会で定期的に事業ポートフォリオを見直す体制を整備いたします。

②事業ポートフォリオマネジメントの運用

・事業ポートフォリオについては、事業のライフサイクルや経営環境の変化により、その最適な在り方は常に変化するため、中長期的に企業価値を向上させ、持続的な成長を実現する観点から、資本コストを踏まえた定量面、定性面で定期的な評価を実施し、見直し基準でその最適化のために変革が必要な場合には適時に事業再編を検討してまいります。